

平成27年度

定期監査結果報告書

(教育部)

大分市監査委員



監 査 第 5 8 4 号
平 成 2 7 年 9 月 9 日

大 分 市 長 佐 藤 樹 一 郎 殿
大 分 市 議 会 議 長 永 松 弘 基 殿
大 分 市 教 育 長 三 浦 享 二 殿

大分市監査委員 佐 藤 浩

大分市監査委員 古 庄 研 二

大分市監査委員 安 東 房 吉

大分市監査委員 仲 家 孝 治

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、教育部の定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出します。

定期監査結果報告

1. 監査の対象及び監査の期間

監査の対象	監査の期間
教育部 教育総務課 教育企画課 学校教育課 学校施設課 スポーツ・健康教育課 人権・同和教育課 社会教育課 文化財課 大分市教育センター 美術振興課	平成26年度（平成26年4月1日～平成27年2月28日）に係る事務事業
	平成27年4月17日～平成27年8月11日

2. 監査の方法

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか、及び前回監査の指摘事項等が改善されているか等に着眼して監査を実施した。

3. 監査の結果

今回の監査は、使用料等の徴収事務、支出事務、契約事務、財産の管理事務等について実施した。

監査の結果、一部に注意、改善を要する事項が見受けられたので、必要な措置を講じられたい。

教育部

[個別事項]

教育総務課

(1) 公務災害補償事務について

- ・今後とも、公務災害の防止に向け徹底した取り組みに努力されるよう要望する。

学校教育課

(1) 公務災害補償事務について

- ・今後とも、公務災害の防止に向け徹底した取り組みに努力されるよう要望する。

(2) 備品の管理事務について

- ・備品台帳の管理が不適切なもの

大分市物品取扱規則の規定では、物品取扱者は備品台帳等の必要な帳簿を備えて整理しなければならないとされている。

しかしながら、機構改革により学校教育課に属さなくなった備品がそのまま備品台帳に登録されていた。

今後は、規則に従い管理換えの手続を行うなど適正な事務処理をされたい。

スポーツ・健康教育課

(1) 社会体育施設の使用料等の徴収事務について

- ・大分市スポーツ施設条例の規定により設置されているスポーツ施設のグラウンド使用時間や照明施設使用時間は同施行規則に定められている。

しかしながら、規則に定められた時間を超えて許可しているものや使用時間を制限しているものが見受けられた。

今後は、必要に応じて規則を改正するなど、社会体育施設の適正な使用許可事務に努められるよう要望する。

(2) 公有財産の管理事務について

- ・財産台帳が規定の様式どおりに整備されていないもの

大分市公有財産規則の規定では、部長等は、その所管に属する公有財産について財産台帳(第5号様式)を備え、公有財産の種類に従い必要な事項を記載し、異動のあったときは、直ちに整理しなければならないとされている。

しかしながら、一部の施設において財産台帳が規定の様式どおりに整備されておらず、登記事項や取得価格等必要な事項が記載されていないものが見受けられた。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

社会教育課

(1) 備品の管理事務について

- ・備品台帳の管理が不適切なもの

大分市物品取扱規則の規定では、物品取扱者は備品台帳等の必要な帳簿を備えて整理しなければならないとされている。

しかしながら、機構改革により社会教育課に属さなくなった備品がそのまま備品台帳に登録されていた。

今後は、規則に従い管理換えの手続を行うなど適正な事務処理をされたい。

文化財課

(1) 公有財産の管理事務について

- ・公有財産貸付台帳が整備されていないもの

大分市公有財産規則の規定では、部長等は、その所管に属する公有財産について、貸付及び使用許可の状況を明らかにするため公有財産貸付台帳(第7号様式)を備え、当該財産に異動を生じた場合には、その都度整理しなければならないとされている。

しかしながら、電柱や自動販売機の設置等の使用許可を行っているものについて、公有財産貸付台帳が整備されていなかった。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

美術振興課

(1) 美術館の観覧料等の徴収事務について

- ア. 公金収入事務委託契約が適正に行われていないもの

大分市財務規則の規定では、市長は、地方自治法施行令の規定により、私人に歳入の徴収又は収納の事務の委託をしようとするときは、委託をしようとする私人との間に、歳入の種類、納入義務者の範囲、委託しようとする事務の内容、期間、委託手数料その他委託に必要な事項を内容とする公金収入事務委託契約を締結しなければならないとされている。

しかしながら、美術館の観覧料及びミュージアムショップの売上金について、管理委託契約により私人にその収納事務をさせていたが、規則に定める公金収入委託事務に必要な事項が定められていなかった。

今後は、規則に従い、公金収入事務委託契約を締結するなど、適正な事務処理をされたい。

イ. 大分市美術館の観覧者数増加に向けた取り組みを引き続き展開されるよう要望する。

教育企画課 学校施設課 人権・同和教育課 教育センター

特に指摘事項はなかった。

[共通事項]

(1) 随意契約理由について

いわゆる特命随意契約を行う場合の随意契約理由については、透明性及び公平性の観点から、相手方を特定せざるを得ない理由を具体的にしておく必要がある。

しかしながら、全庁的に「専門性がある」「過去の実績がある」などを理由としている例が見受けられるが、この理由だけでは、相手方が特定されるものではなく、競争入札に適しない理由としては具体性に欠けている。

また、市の重要な施策として政策的な随意契約を行う場合は、その契約方法が本市の利益の増進につながるかについて総合的に判断した経緯を明確にしておく必要がある。

契約に際しては競争が原則であることから、特命随意契約をする場合はその妥当性について十分検討するとともに、随意契約理由については競争入札に適しない理由を具体的にすることにより、契約の透明性を確保されるよう要望する。

(2) 契約書の不要な捨印について

契約書に訂正等が無いにも関わらず、不要な捨印を押しているものが散見された。不要な捨印は、契約書の改ざんにもつながる恐れがあるので、必要な時以外は押印しないよう注意されたい。